

仕様書

1 賃貸借機器

AED（自動体外式除細動器） 4台

2 AED設置場所

- (1) 那覇浄化センター 〒900-0036 沖縄県那覇市西3-10-1
- (2) 宜野湾浄化センター 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐3-12-1
- (3) 具志川浄化センター 〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎1
- (4) 西原浄化センター 〒903-0103 沖縄県西原町小那覇875-10

3 賃貸借期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（60か月）

4 納入期限

令和8年3月31日（火）

5 納入方法

持込み（各浄化センター管理者と事前に日程調整のうえ持ち込むこと。）

6 AEDの規格等

- (1) 医療機器として薬事法の承認を得ていること。
 - (2) 新品・未使用であること。
 - (3) 製造メーカーによる保証期間を5年以上有していること。
 - (4) 製造メーカーの公表する耐用年数を5年以上有していること。
- ※販売会社の独自基準による耐用期間は認めない。
- (5) 日本語の音声ガイダンス機能を有したオートショックAEDであること。
 - (6) 毎日自動で行うセルフチェック機能を有し、常にAEDが正常に作動する状態を保てること。

なお、セルフチェック機能とは、バッテリーの残量、スピーカーテスト等、本体の不具合を診断し、異常を知らせる機能をいう。

- (7) 目視でAEDの仕様可否状態を確認する表示を有し、確認のためのインジケータが一つであること。
- (8) AEDのセルフチェック結果等をLTE回線などによりオンライン監視し、異常検知時に連絡を行うなど、日常点検のサポート機能を有すること。なお、AED設置場所において、AED等の機器を、沖縄県のネットワーク機器に接続（wi-fi接続、Bluetooth接続など）し、インターネット環境を利用することはできないため留意すること。
- (9) 小児用パッドを備えること。ただし、兼用パッドで切替え可能な場合はこの限りでない。
- (10) 電極パッド装着後、電気ショックが不要となった場合のガイダンスがあること。
- (11) 施設管理者の了解を得たうえで、AED設置場所を示す表示を取り付けること。

7 仕様内訳

(1) AED本体について

①AED本体は、「2 AED設置場所」の各所にそれぞれ1台ずつ設置する。

②AED本体1台に対する付属品は、バッテリー1個、専用キャリングケース1個、電極パッド2組、レスキュークリップ（ハサミ、手袋など）1組とすること。

(2) AED設置場所を示す表示について

AED設置場所を示す表示は、1台につき2枚とすること。なお、契約期間中に表示が不明瞭となるなど、認識に支障がでた場合には、速やかに交換すること。

(3) AED本体の設置について

①設置に要する一切の経費は賃貸借料に含まれるものとする。

②施設への設置にあたっては、施設管理者と十分な協議を行うこと。

(4) AED本体付属品の交換について

①バッテリー及び電極パッドの消耗品に係る交換時期を収納ボックスに明記するとともに、期限到来までに交換（発送も可）を行うものとする。

また、救命処置に使用したことにより消費した電極パッド及びレスキュークリップについても、直ちに交換（発送も可）を行うものとする。

②契約期間中における、バッテリー、電極パッド及びレスキュークリップの交換及び調整に要する一切の経費は賃貸借料に含まれるものとする。

ただし、訓練に使用した電極パッドの交換に要する経費は賃貸借料に含まれないものとする。

(5) AEDの保守について

通常の管理下において機器に不具合が生じた場合は、直ちに対応するものとし、保守に要する経費は賃貸借料に含まれるものとする。

8 納品について

各浄化センターへ納品した際は、納品書に職員の検査印を受領後、沖縄県下水道事務所へ提出すること。

9 その他の特記事項

(1) 自主回収、リコールの対象となった場合は、同等品以上の代替品を準備するなど迅速に対応すること。

(2) AEDを使える人の育成のため、講習（ウェブ講習など）の情報を提供すること。